

# 大阪市職員等からの公益通報申出書（1号通報）

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第3条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、大阪市職員等が、勤務先（役務提供先）で一定の法令違反行為が行われている（又は行われようとしている）ことについて、内部の通報受付窓口に対して通報することができます。

		申出日	年	月	日
1 通報者（あなた）に関すること					
(1)	フリガナ				
	氏名 ※1				
(2)	住所又は居所 ※1	〒 —			
(3)	大阪市との関係	職員・業務委託先の役員等・退職者(1年以内) (いずれかに○を記載)			
(4)	所属名 ※1				
(5)	審議結果の通知の希望 ※2	希望する・希望しない (いずれかに○を記載)			
(6)	氏名明示等の同意 ※3	調査その他の措置をとる上で、調査協力者（大阪市の担当者を含む。）に			
		ア 通報者氏名を明示することに	同意する・同意しない (いずれかに○を記載)		
		イ 通報者が類推されることに	同意する・同意しない (いずれかに○を記載)		

※1 匿名又は未記入であっても、通報は可能です。

※2 「希望する」に○を記載された場合は、審議の結果等を、記載していただいた氏名・住所等宛てに郵送しますので、(1)及び(2)を必ず記載してください。  
いずれにも○がない場合は、「希望しない」として取り扱います。

※3 「同意しない」に○を記載された場合は、通報内容によっては十分な調査等を行うことができないことがあります。  
いずれにも○がない場合は、「同意しない」として取り扱います。

## 【通報者保護について】

公益通報者保護法により、公益通報をしたことを理由とする免職その他の不利益な取扱いが禁止されています。

**公益通報の内容を裏面に記載してください。**

本市記載欄（記載不要）			
受付年月日		整理番号	

